

専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の給付金のご案内

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

専門実践教育訓練では、業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする講座、専門学校・職業実践専門課程、専門職大学院など、中長期的なキャリア形成を支援する講座を厚生労働大臣が指定しています。

特定一般教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、もって雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または、被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合額（上限あり）を、ハローワークから支給します。

特定一般教育訓練では、業務独占資格・名称独占資格もしくは必置資格（法令の規定により、業務のために使用される場所等が義務付けられている資格）、取得を訓練目標とする講座、情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程、新たなITパスポート試験合格目標講座、短時間のキャリア形成促進プログラムおよび職業実践力育成プログラム（60時間以上120時間未満の課程）を厚生労働大臣が指定しています。

ご注意

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正行為によって教育訓練給付金や教育訓練支援給付金（※）の支給を受けたり、受けようとした場合は、教育訓練給付金や教育訓練支援金を受けることができなくなり、不正に受給した金額の返還に加えて返還額の2倍の金額の納付を命じられ、詐欺罪として、刑罰に処せられることがあります。

また、不正の行為があるにもかかわらず、ハローワークからの教育訓練給付についての調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。

不正受給をした受講開始日前の被保険者であった期間もなかったこととみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受けることはできなくなります。

また、教育訓練支援給付金も要件をみたさなくなるので、支給は受けられなくなります。

教育訓練講座の運営について不審な点を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談ください。

※ 教育訓練支援給付金は昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に支払われます。

講座に関しては、インターネットの教育訓練給付制度厚生労働大臣教育訓練講座検索システムでもご覧いただけます。



教育訓練給付制度

検索

こちらからもご覧いただけます
教育訓練講座検索サイトへとびます



厚生労働省 三重労働局 三重県内ハローワーク

三重県内の対象講座についてのお知らせ

厚生労働省のホームページでもお知らせをしておりますので、ご確認ください。

令和6年10月決定分まで（♣が今回新規の指定分です）

＊業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

項番	目標とする資格等名称	施設名 (所在地)	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
1	看護師	松阪看護専門学校(松阪市)	看護学科	通学	昼間	36カ月
2	看護師	四日市医師会看護専門学校 (四日市市)	看護学科	通学	昼間	36カ月
3	看護師	聖十字看護専門学校(菰野町)	看護学科(3年課程)	通学	昼間	36カ月
4	看護師	桑名医師会立桑名看護専門学校 (桑名市)	看護学科	通学	昼間	36カ月
5	看護師	社会医療法人 幾内会 岡波看護専門学校(伊賀市)	専門課程 看護学科	通学	昼間	36カ月
6	助産師	ユマニテク看護助産専門学校 (四日市市)	助産専攻科	通学	昼間	12カ月
7	介護福祉士	四日市福祉専門学校(四日市市)	介護福祉士実務者養成研修 (ヘルパー2級修了者)	通信	通信	6カ月
8	介護福祉士	キャリア・アカデミー(松阪市)	介護福祉士合格応援・実務者研修講座 (無資格者コース)	一部 eラーニング	-	6カ月
9	介護福祉士	キャリア・アカデミー(松阪市)	介護福祉士合格応援・実務者研修講座 (初任者研修取得者コース)	一部 eラーニング	-	5カ月
10	介護福祉士	キャリア・アカデミー(松阪市)	介護福祉士合格応援・実務者研修講座 (ヘルパー2級取得者コース)	一部 eラーニング	-	5カ月
11	美容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生専門課程 美容科	通学	昼間	24カ月
12	美容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生高等課程 美容科	通学	昼間	24カ月
13	美容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生高等課程(通信制)美容科 美容室勤務コース	通信	通信	36カ月
14	美容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生高等課程(通信制)美容科 一般コース	通信	通信	36カ月
15	美容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	修得者課程 美容科 昼間課程	通学	昼間	12カ月
16	美容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	修得者課程 美容科 通信課程	通信	通信	18カ月
17	美容師	旭美容専門学校(津市)	昼間課程美容科 トータルヘアモードコース	通学	昼間	24カ月
18	美容師	旭美容専門学校(津市)	昼間課程美容科 ブライダル・スタイリストコース	通学	昼間	24カ月
19	美容師	旭美容専門学校(津市)	昼間課程 美容科 ヘア&メイクコース	通学	昼間	24カ月
20	美容師	旭美容専門学校(津市)	昼間課程 美容科 ビューティ・スペシャリストコース	通学	昼間	24カ月
♣21	美容師	ミエ・ヘア・アーティストアカデミー (四日市市)	通信課程 美容科	通信	-	36カ月
22	理容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生専門課程 理容科	通学	昼間	24カ月
23	理容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生高等課程 理容科	通学	昼間	24カ月
24	理容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生高等課程(通信制)理容科 理容室勤務コース	通信	通信	36カ月
25	理容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	衛生高等課程(通信制)理容科 一般コース	通信	通信	36カ月
26	理容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	修得者課程 理容科 昼間課程	通学	昼間	12カ月
27	理容師	伊勢理容美容専門学校(伊勢市)	修得者課程 理容科 通信課程	通信	通信	18カ月



項番	目標とする資格等名称	施設名 (所在地)	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
28	調理師	伊勢調理製菓専門学校(伊勢市)	調理師科	通学	昼間	12カ月
29	調理師	三重調理専門学校(津市)	調理師科	通学	昼間	12カ月
30	歯科衛生士	専門学校ユマニテク医療福祉大学校(四日市市)	歯科衛生学科	通学	昼間	36カ月
31	歯科衛生士	三重県立公衆衛生学院(津市)	歯科衛生学科	通学	昼間	36カ月
32	保育士	ユマニテク短期大学(四日市市)	幼児保育学科	通学	昼間	24カ月

*職業実践専門課程

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものととして文部科学大臣が認定した課程。

項番	目標とする資格等名称	施設名 (所在地)	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
1	職業実践専門課程 (商業実務その他)	大原簿記情報医療専門学校津校(津市)	医療事務科医療秘書コース	通学	昼間	24カ月
2	職業実践専門課程 (商業実務その他)	大原簿記情報医療専門学校津校(津市)	税理士・企業会計科 税理士レギュラーコース	通学	昼間	24カ月
3	職業実践専門課程 (商業実務その他)	大原簿記情報医療専門学校津校(津市)	税理士・企業会計科 経理・事務コース	通学	昼間	24カ月
4	職業実践専門課程 (衛生関係その他)	ユマニテク調理製菓専門学校(四日市市)	総合調理学科	通学	昼間	24カ月
5	職業実践専門課程 (衛生関係その他)	ユマニテク調理製菓専門学校(四日市市)	製菓製パン総合学科	通学	昼間	24カ月

*職業実践力育成プログラム

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業などのニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定した課程。

項番	目標とする資格等名称	施設名 (所在地)	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
1	職業実践力育成プログラム (正規課程)(その他)	三重大学大学院 地域イノベーション学研究科(津市)	博士前期課程 地域イノベーション学専攻	通学	昼間	24カ月
2	職業実践力育成プログラム (特別の課程)(保健)	三重県立看護大学地域交流センター (津市)	認定看護師教育課程 (B課程)「感染管理」	eラーニング	—	10カ月

*特定一般教育訓練(令和元年10月1日に新設された講座です)

労働者の速やかな再就職と早期のキャリア形成に資する教育訓練として新設されます。指定講座として、税理士、社会保険労務士など資格取得を訓練目標とする課程や、介護職員初任者研修などの講座があります。(受講費用の40%、(上限年間20万円)を支給)

項番	目標とする資格等名称	施設名(所在地)	講座名	実施方法	訓練期間
1	介護職員初任者研修	キャリア・アカデミー(松阪市)	介護職員初任者研修講座	通信	3カ月
2	介護職員初任者研修	キャリア・アカデミー(松阪市)	介護職員初任者研修—4.0	通信	4カ月

※三重県で指定を受けた機関の講座のみお知らせします。
他県で指定を受けた機関であっても、三重県内に施設がある場合もありますので、その他の講座は教育訓練給付制度「検索システム」でご確認ください。



←こちらからもご覧になれます
教育訓練講座検索サイトへとびます

専門実践教育訓練給金等(特定一般教育訓練を含む)の申請には、受講開始日の1か月前までにキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成する必要があります！
詳しくはハローワーク窓口までお問い合わせください。

教育訓練給付制度の概要

教育訓練給付には「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」があります。※現在、雇用保険の一般被保険者であるか、また一般被保険者であったなど、一定の要件を満たす方対象。

一般教育訓練

◆申請できる方
支給要件期間が**原則3年以上**
(初めての場合は当分の間「1年以上」)の方

支給申請
(修了後1ヶ月以内)

・受講費用の**20%**
(上限10万円/1回限り)を給付

特定一般教育訓練

◆申請できる方
支給要件期間が
原則3年以上
(初めての場合は当分の間「1年以上」)の方

受講開始日の
1ヶ月前までに
①訓練前キャリア
ア・コンサルティングの実施、ジョ
ブ・カードの交付
②受給資格確認
票等の提出

支給申請
(修了後1ヶ月以内)

・受講費用の**40%**
(上限20万円/1回限り)を給付

【追加給付】

・訓練を修了して資格取得等をし、修了から1年以内に雇用保険加入就職に繋がった場合等は、訓練経費の**10%**を追加給付(上限5万円)

※2024年10月1日以降に受講開始した方について適用

専門実践教育訓練

◆申請できる方
支給要件期間が
原則3年以上
(初めての場合は当分の間「2年以上」)の方

受講開始日の
1ヶ月前までに
①訓練前キャリア
ア・コンサルティングの実施、ジョ
ブ・カードの交付
②受給資格確認
票等の提出

6ヶ月ごとに
支給申請

・訓練経費の**50%**(年間40万円を上限とし、最長4年まで)を給付

【追加給付】

・訓練を修了して資格取得等をし、修了から1年以内に雇用保険加入就職に繋がった場合等は、訓練経費の**20%**を追加給付(上限年間16万円)

・訓練前後で賃金が5%以上上昇した方(※)には訓練経費の**10%**を追加給付(上限年間8万円)

※2024年10月1日以降に受講開始した方について適用

教育訓練支援給付金

◆申請できる方
専門実践教育訓練給付金
の受給資格を持ち、**45歳未**
満の離職者である方

申請

・訓練期間中、雇用保険の基本手当の日額の**80%相当額**を2か月ごとに支給
※受講開始日が令和9年3月31日以前であること

